

RPS法の概要と施行状況について

～ RPS法に係る2014年度までの新エネルギー等電気利用目標について～

平成18年11月6日
資源エネルギー庁

RPS法の概要と施行状況について

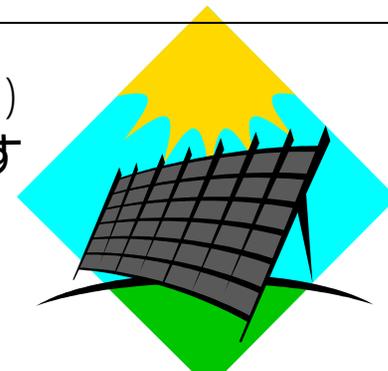
1. RPS法の概要 2
2. RPS法の施行状況 9
3. RPS法評価検討小委員会報告書の概要 . . . 12
4. 今後の課題(RPS法に係る2014年度までの
新エネルギー等電気利用目標について) . . . 13

RPS法とは

RPS法は、小売電気事業者に、新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務付けることにより、電力分野における新エネルギー等の更なる導入拡大を図ることを目的とする。

RPS法とは、我が国のRPS (**Renewables Portfolio Standard**) 制度である、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)」の通称。

本法は、平成14年に公布され、平成15年度(2003年度)から施行。



- ・エネルギー安定供給の確保
- ・地球温暖化対策への貢献
- ・新規産業・雇用創出への寄与

平成13年6月 新エネルギー部会報告書

- ・ 新エネルギー導入目標として、平成22年(2010年)に1910万klとすることを決定。
- ・ 発電分野について、効果的な「新たな市場拡大措置」に関し、諸外国の実施状況を参考にしつつ、我が国の実情に即した新たな制度の導入に向けた検討の必要性を指摘。

平成13年12月 新市場拡大措置検討小委員会報告書

- ・ 諸外国の事例等を踏まえ検討した結果、対策効果の確実性、電源選択の自由度、コスト削減インセンティブ、市場機能の活用等の観点から、総じてRPS制度が優れていると評価。
- ・ 「我が国においては、RPS制度を基本として、(略)新たな市場拡大措置の具体的な設計を行うことが望ましいのではないか。」として、その基本フレームを提示。

平成14年6月 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)成立

平成14年11月 新エネルギー部会

- ・ 平成15年(2003年)～平成22年(2010年)に係る利用目標量、対象エネルギー等について答申

平成14年12月 RPS法一部施行(設備認定)

平成15年4月 RPS法全面施行

平成18年5月 RPS法評価検討小委員会報告書

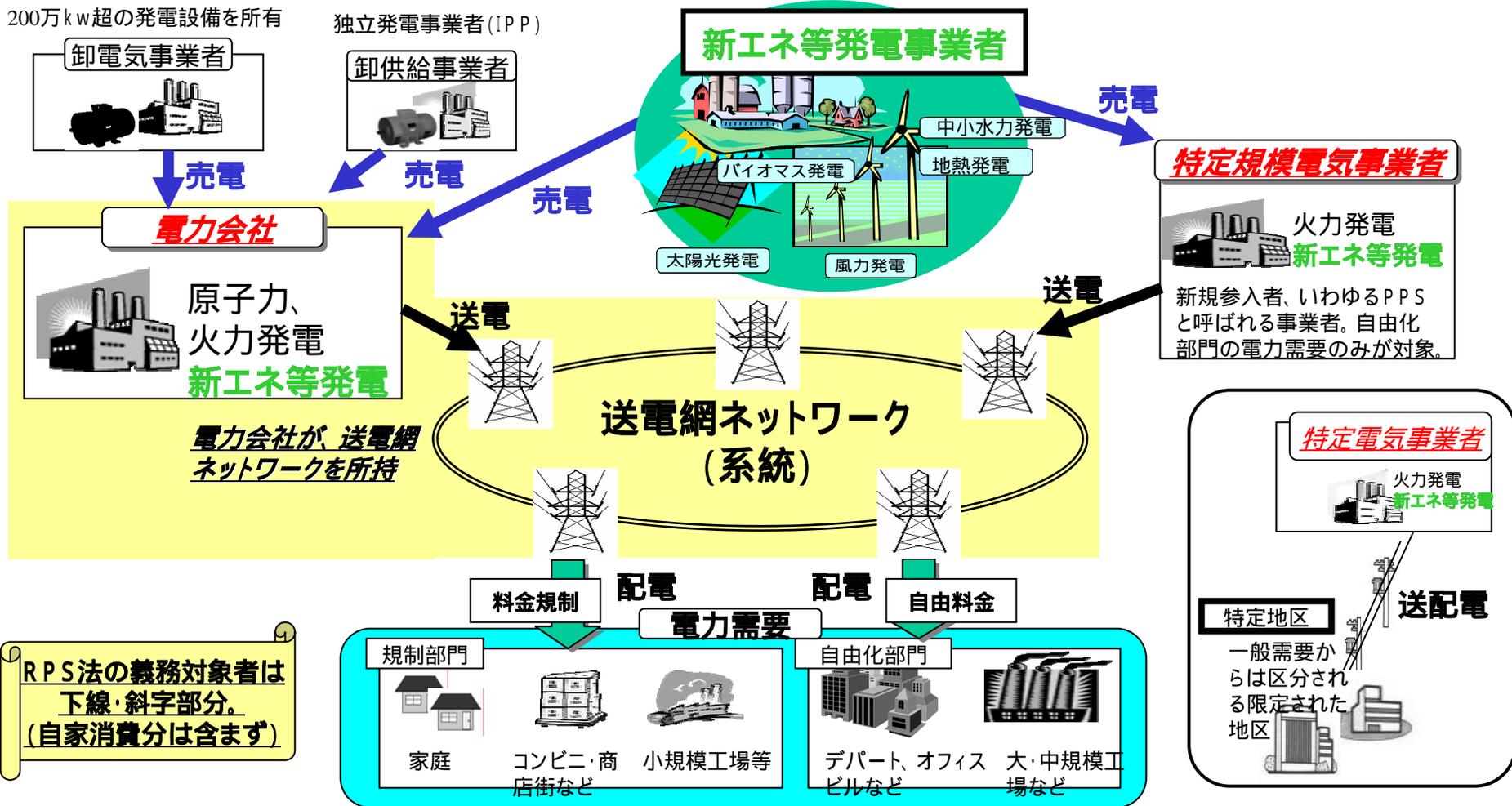
- ・ 法附則第5条に基づく施行後3年目の評価・検討を行い、経過措置期間の義務量の引き上げ等を決定

1. RPS法の概要

RPS法の仕組み

義務対象となる電気事業者: 電気を小売する電気事業者39社(平成18年度)

- 一般電気事業者 10社(東京電力等)
- 特定電気事業者 6社(六本木エネルギーサービス等)
- 特定規模電気事業者 23社(ダイヤモンドパワー等)



RPS法の仕組み

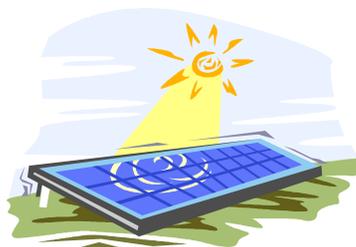
対象となる新エネルギーの種類

以下、5種類の新エネルギーを対象。

風力



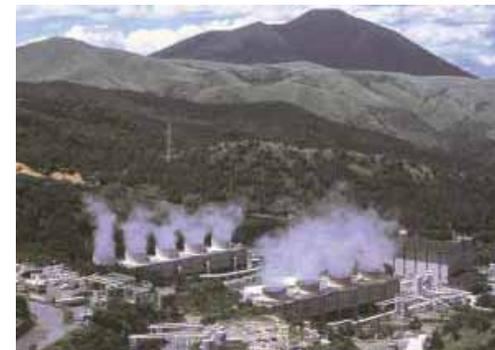
太陽光



バイオマス(廃棄物発電のうちバイオマス由来分は、対象として含む)

水力(水路式で1,000kW以下)

地熱(熱水を著しく減少させないもの)



具体的に、義務履行対象となる個々の新エネルギー発電設備については、設備認定を実施。

RPS法の仕組み

利用しなければならない新エネルギー等電気の量(利用目標量、義務量)

- ・経済産業大臣は、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、全国ベースでの利用目標量(4年ごとに先8年間の目標)を設定。

利用目標量を踏まえた上で、個別電気事業者ごとの履行すべき義務量(基準利用量)を計算し、設定。(前年度の電力供給量を踏まえて、同じ利用目標率にて按分。)

ただし、法施行前の各社間の格差を踏まえ、法附則に基づく経過措置として、法施行7年間(平成21年度まで)は、法施行以前の各電気事業者の新エネ導入実績を踏まえ、調整基準利用量(実際上の義務量)を設定。

- ・現在の利用目標量は、平成15年度から平成22年度(2010年度)まで。(平成14年に決定。)(次ページ参照。)

平成22年の利用目標量(122億kWh)は、新エネルギー導入目標(1910万kl)のうち、電力(RPS)に係る部分を踏まえて決定。

1. 利用目標

RPS法第18条に基づく新エネルギー等電気の利用目標は下表上段の通り。(平成15年1月27日付けで、経済産業大臣名で告示。)

また、各年度の利用目標から決定される利用目標率は、下表下段の通り。

「利用目標率(当該年度)」 = 「全国の利用目標量(当該年度)」 ÷ 「全国の電気供給量(前年度)」
下線以外は推計値

年度(平成)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
利用目標 (億kWh)	<u>73.2</u>	<u>76.6</u>	<u>80.0</u>	<u>83.4</u>	<u>86.7</u>	<u>92.7</u>	<u>103.3</u>	<u>122.0</u>
利用目標率 (%)	<u>0.87</u>	<u>0.91</u>	<u>0.92</u>	<u>0.93</u>	0.99	1.05	1.16	1.35

2. 義務量(調整後基準利用量)

経過措置期間におけるRPS法附則第3条に基づく調整後の義務量は下表上段のとおり。

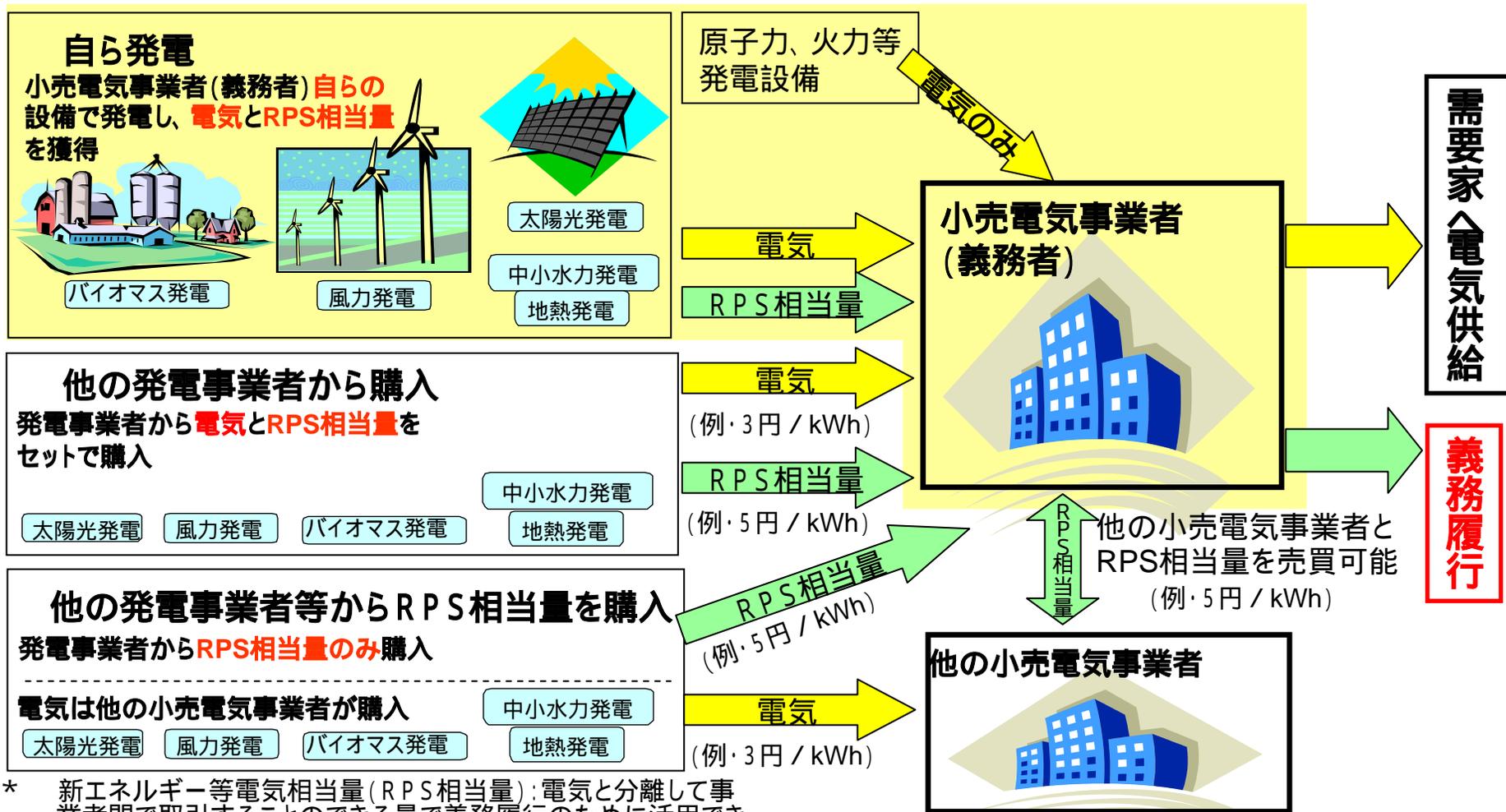
下線以外は推計値

年度(平成)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
義務量合計 (億kWh)	<u>32.8</u>	<u>36.0</u>	<u>38.3</u>	<u>44.4</u>	61.2	75.6	94.6	<u>122.0</u>
義務量合計 / 全国の電気供給量 (%)	<u>0.39</u>	<u>0.43</u>	<u>0.44</u>	<u>0.50</u>	0.69	0.85	1.05	1.35

RPS法の仕組み

義務履行の方法

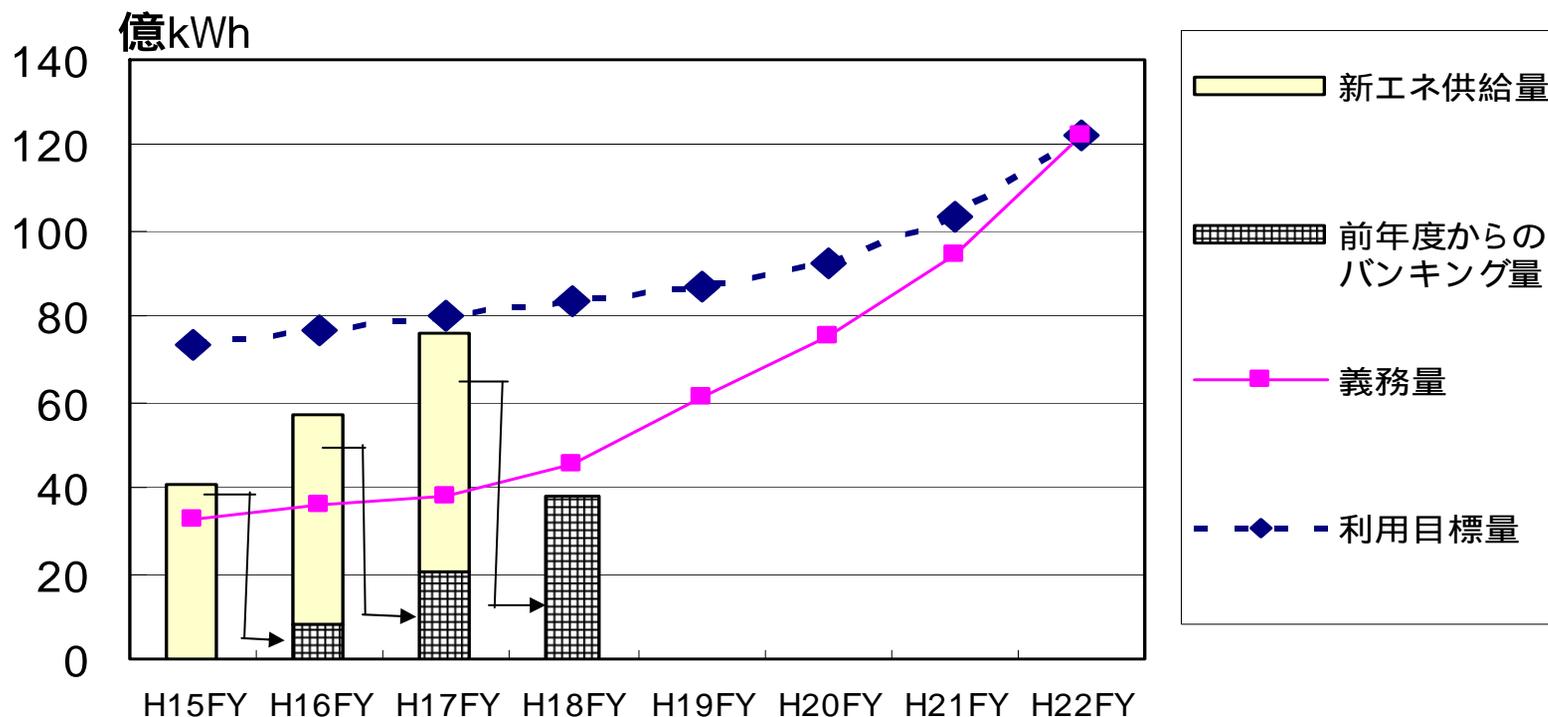
- ・義務履行にあたって、義務対象者は、自ら発電したり、直接購入するだけでなく、他の事業者から「RPS相当量」を購入することにより、その達成を図ることが可能。



* 新エネルギー等電気相当量(RPS相当量): 電気と分離して事業者間で取引することのできる量で義務履行のために活用できるもの。いわば新エネ分の価値に相当。

平成15年度から17年度においては、すべての電気事業者が義務履行を行った。

- ・平成17年度に、義務対象電気事業者(38社)に課された義務量の総量は約38億kWh(総電気供給量の0.44%)。
- ・これに対して、平成17年度においては、合計で約56億kWh(総電気供給量の0.62%)の供給が行われ、前年度からのバンキングも含めて、全ての事業者が義務を履行。
- ・なお事業者38社のうち17社が次年度にバンキングを行った。(バンキング総量は約37億kWh)

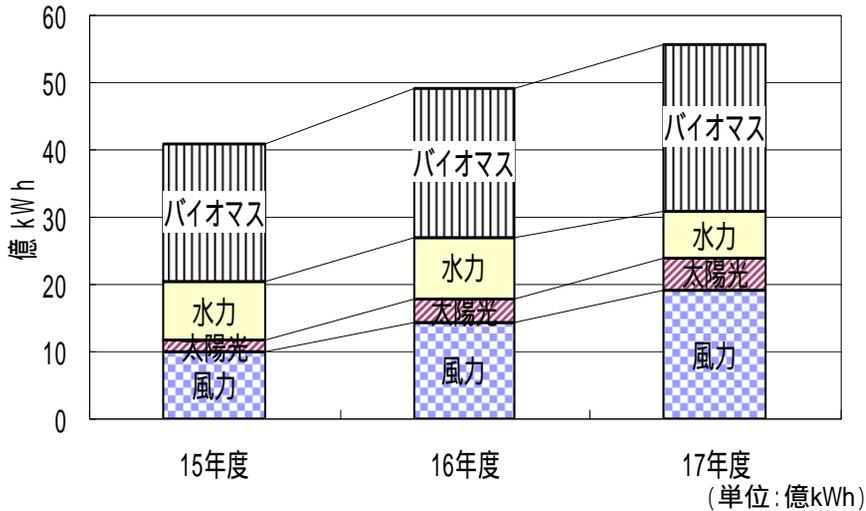


新エネルギー等の供給総量と発電設備の設備容量の推移

RPSに係る新エネルギーの供給総量及び設備容量は、着実に増加。

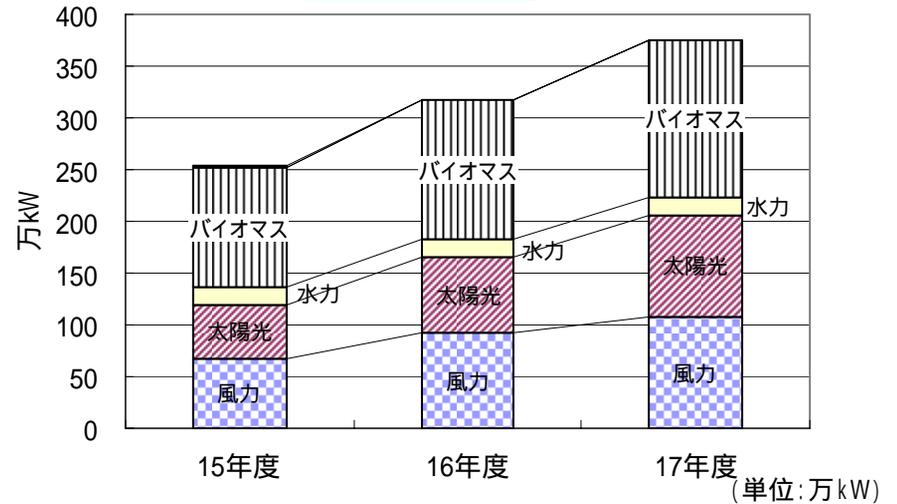
- ・RPS導入以降、3年間で、新エネルギー等の電気供給量は約87%増加。
- ・特に、風力、太陽光を中心に伸びてきている。

供給総量



	風力	太陽光	水力	バイオマス	地熱	複合型	合計
15年度	9.9	2	8.4	20.4	0	0.01	40.7
16年度	14.4	3.5	9.1	22.1	0	0.01	49.1
増加率	45%	75%	8%	8%	-	0%	21%
17年度	19.1	4.6	7	25	0.08	0.02	55.8
増加率	33%	31%	-23%	13%	-	100%	14%

設備容量



	風力	太陽光	水力	バイオマス	地熱	複合型	合計
15年度	67.3	52.8	16.2	116.4	0.0	0.2	253.0
16年度	92.1	74.1	16.4	134.3	0.2	0.3	317.4
増加率	37%	40%	1%	15%	-	31%	25%
17年度	107.5	98.8	17.0	151.3	0.2	0.4	375.2
増加率	17%	33%	4%	13%	0%	19%	18%

バイオマス発電設備の設備容量は全体の設備容量に投入燃料のバイオマス熱量比率(各年度実績)を乗じたもの。

新エネルギー等電気の取引価格

RPSに係る新エネルギー等電気の取引価格は電源によって異なるものの、大きくは変化していない。

- ・「RPS相当量 + 電気」では、風力は価格が低下する一方、水力・バイオマスは価格が上昇するなど、電源別に異なった傾向となっている。
- ・「RPS相当量のみ」については、5円前後で推移している。

〔加重平均価格の推移(単位:円/kWh)〕

		15年度	16年度	17年度
「RPS相当量 + 電気」	風力	11.8	11.6	11.0
	水力	8.1	8.5	8.4
	バイオマス	7.2	7.5	7.6
「RPS相当量のみ」		5.2	4.8	5.1

出典:取引価格についての経済産業省アンケート結果より(義務対象者に対し毎年実施(回答率100%))

(注)なお、太陽光については、余剰電力購入メニューとして、電力会社が販売している電力料金単価相当額で購入料金単価を定め、それに基づき購入している(住宅用の場合:おおよそ19~23円/kWh)。

3 . R P S 法評価検討小委員会報告書の概要

1 . R P S 法(「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」)

- ・ 新エネルギーの導入の拡大を目指し、電気事業者に対し新エネルギー利用義務を賦課。
- ・ 平成15年4月施行。施行3年後に制度全般について検討を加える旨法附則に規定。

2 . 評価検討の経緯

- ・ 同規定を受け、昨年11月から、総合エネルギー調査会新エネルギー部会RPS法評価検討小委員会(委員長:山地憲治東京大学教授)において検討し、報告書が平成18年5月末にとりまとめられた。

3 . 報告書のポイント

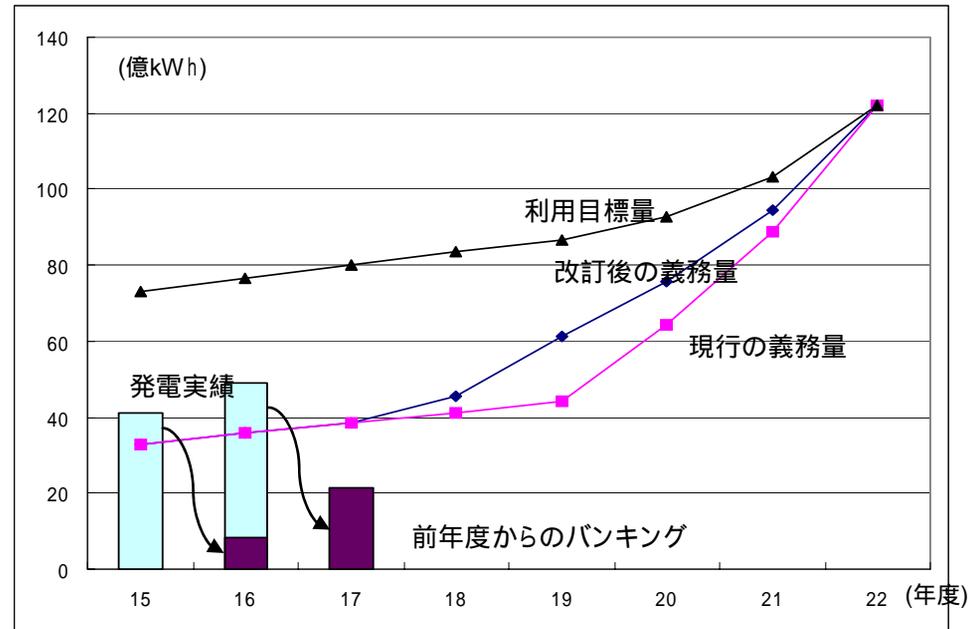
電気事業者に課された新エネルギー等の利用義務量が超過達成されていることを踏まえ、経過措置として利用目標量より低く定められている義務量を引き上げる(表)。

新エネルギー等電気取引価格の政府による情報提供の頻度等を見直す。

長期エネルギー需給見通しの作成時において、RPS法で対象とされる新エネルギー等の電力分野における導入量の大きな目安を検討。

水力及び地熱の対象範囲は、今年度行う平成26年度までの利用目標量設定作業に併せて再度検討。

義務者、その他企業の新エネルギーの取組やグリーン電力証書等の民間による新エネルギーの促進プログラムについての情報提供や広報に努める。



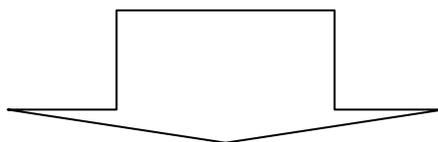
年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22
現行義務量(億kWh)	32.8	36.0	38.3	41.2	44.2	64.1	88.9	122
新義務量(億kWh)				45.5	61.2	75.6	94.6	122

年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22
現行義務比率(%)	0.39	0.43	0.44	0.47	0.50	0.72	0.99	1.35
新義務比率(%)				0.52	0.69	0.85	1.05	1.35

4. 今後の課題(RPS法に係る2014年度までの新エネルギー等電気利用目標について)

1. RPS法に基づく新エネルギー等電気利用目標の設定

「経済産業大臣は、4年ごとに総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の8年間についての電気の利用の目標(以下「新エネルギー等電気利用目標」という。)を定めなければならない。」



前回:平成15年1月に、平成15～22年度の新エネルギー等電気利用目標を設定。

今回:本年度中に平成19～26年度(2014年度)の新エネルギー等電気利用目標を設定。

2. 新エネルギー等電気利用目標設定に関連する事項

その他、前回のRPS法評価検討小委員会で指摘された水力及び地熱の対象範囲も含め、新エネルギー等電気利用目標設定に関連する事項等について、必要に応じ議論することが必要。